

## 愛媛県青少年保護条例施行規則

制定昭和42年12月5日規則第40号  
改正昭和44年9月2日規則第34号  
改正昭和45年9月1日規則第37号  
改正昭和46年4月1日規則第29号  
改正昭和48年4月1日規則第25号  
改正昭和49年4月1日規則第30号  
改正昭和52年10月14日規則第51号  
改正平成元年10月6日規則第49号  
改正平成4年3月31日規則第10号  
改正平成8年6月28日規則第28号  
改正平成11年3月23日規則第6号  
改正平成13年3月31日規則第26号  
改正平成14年1月11日規則第2号  
改正平成17年12月16日規則第73号  
改正平成18年8月29日規則第53号  
改正平成19年12月21日規則第51号  
改正平成31年3月15日規則第7号  
改正令和元年6月28日規則第7号  
改正令和元年11月29日規則第30号  
改正令和3年3月23日規則第6号  
改正令和5年3月17日規則第3号

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(興行者等の掲示)

**第2条** 条例第4条第4項及び第13条第2項の規定による掲示は、標識（様式第1号）を掲出することによつてしなければならない。

全部改正〔平成8年規則28号〕、一部改正〔平成14年規則2号〕

(有害な図書類等として指定を受けたものとみなす書籍等の内容)

**第3条** 条例第5条第4項第1号、第2号及び第5号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又はこれらを描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰したものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 女性が太たい部を開いた姿態
- イ 女性が陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ウ 自慰の姿態
- エ 排せつの姿態
- オ 愛ぶの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交又はこれを連想させる性行為
- イ 強制的性交等その他の陵辱行為
- ウ 同性間の性行為
- エ 変態性欲に基づく性行為

2 条例第5条第4項第3号及び第4号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するもの

を描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

全部改正〔平成8年規則28号〕、一部改正〔平成17年規則73号〕

（有害図書類等の陳列方法）

**第4条** 条例第5条第6項の規定による有害図書類等の陳列は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまとめて陳列すること。
- (2) 有害図書類等から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。以下同じ。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間又は当該仕切り板と壁面との間にまとめて陳列すること。
- (3) 他の図書類等を陳列する棚から60センチメートル以上離れた位置にある棚又は他の図書類等を陳列する棚の背面の棚にまとめて陳列すること。
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして、まとめて陳列すること。
- (5) 図書類等の販売若しくは貸付けの業務又は図書類等を見せ、読ませ、若しくは聞かせる業務に従事する者が常駐する場所から半径5メートル以内の屋内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列すること。
- (6) 前各号による陳列が困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧することができない状態にしてまとめて陳列すること。

追加〔平成17年規則73号〕

（有害ながん具類等として指定を受けたものとみなすがん具類等の形状等）

**第5条** 条例第5条の2第4項第3号の規則で定める形状、構造又は機能を有する物品は、次の各号のいずれかに該当する物品とする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有する物品
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

全部改正〔平成8年規則28号〕、一部改正〔平成17年規則73号〕

（自動販売機等の設置の届出等）

**第6条** 条例第5条の3第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第2号）を提出して行わなければならない。

2 条例第5条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (2) 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類の写し
- (3) 自動販売機等業者が管理者とならない場合は、次に掲げる書類
  - ア 管理者就任承諾書（様式第3号）
  - イ 管理者の居所を証する書類
  - ウ 権限付与証明書（様式第4号）

3 条例第5条の3第3項に規定する届出済証は、届出済証（様式第5号）によるものとする。

4 届出済証を破り、汚し、又は失つたときは、その理由を付し、知事に再交付を申請しなければならない。

追加〔平成17年規則73号〕

（管理者の要件）

**第7条** 条例第5条の4第2項第2号の規則で定める区域は、自動販売機等が設置されている場所と同一の市町の区域に隣接する市町の区域とする。

2 条例第5条の4第2項第3号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 精神の機能の障害により自動販売機等の管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

追加〔平成17年規則73号〕、一部改正〔令和元年規則30号〕

(自動販売機等の変更等の届出)

**第8条** 条例第5条の5第1項の規定による届出は、自動販売機等変更等届出書(様式第6号)を提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第6条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

追加〔平成17年規則73号〕

(自動販売機等業者の地位の承継の届出)

**第9条** 条例第5条の6第3項の規定による届出は、自動販売機等承継届出書(様式第7号)を提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。
  - (1) 当該届出に係る地位の承継が自動販売機等の譲受け又は借受けによるものである場合は、当該譲受け又は借受けの事実を証する書類の写し
  - (2) 当該届出に係る地位の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書類の写し
  - (3) 当該届出に係る地位の承継が合併によるものである場合は、当該合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書
  - (4) 当該届出に係る地位の承継が分割によるものである場合は、当該分割に係る分割計画書又は分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

追加〔平成17年規則73号〕

(規制場所等)

**第10条** 条例第5条の8第4号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)
  - (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館
  - (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設
  - (4) 主として青少年の体育、レクリエーション、研修又は宿泊の用に供される施設で知事が指定するもの
- 2 前項の指定は、告示によつて行う。

追加〔平成17年規則73号〕、一部改正〔平成19年規則51号〕、一部改正〔令和5年規則3号〕

(自動販売機によるツーショットダイヤル等利用カードの販売の届出)

**第11条** 条例第13条の6第1項の規定による届出は、ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置届出書(様式第8号)を提出して行わなければならない。

- 2 条例第13条の6第2項の規則で定める書類は、自動販売機の設置場所の付近の見取図及び自動販売機の設置場所の使用に係る権原を証する書類とする。
- 3 条例第13条の6第3項において準用する条例第5条の3第3項に規定する届出済証は、届出済証によるものとする。
- 4 第6条第4項の規定は、前項の届出済証について準用する。
- 5 条例第13条の6第3項において準用する条例第5条の5第1項の規定による届出は、ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機変更等届出書(様式第9号)を提出して行わなければならない。
- 6 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第2項に規定する書類を添付しな

ればならない。

- 7 条例第13条の6第3項において準用する条例第5条の6第3項の規定による届出は、ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機承継届出書（様式第10号）を提出して行わなければならない。
- 8 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。
  - (1) 当該届出に係る地位の承継が自動販売機の譲受け又は借受けによるものである場合は、当該譲受け又は借受けの事実を証する書類の写し
  - (2) 当該届出に係る地位の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書類の写し
  - (3) 当該届出に係る地位の承継が合併によるものである場合は、当該合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書
  - (4) 当該届出に係る地位の承継が分割によるものである場合は、当該分割に係る分割計画書又は分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

追加〔平成17年規則73号〕

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項）

**第12条** 条例第13条の10第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為を行うおそれがあること又は自身を傷つけ、若しくは他人に危害を加えるおそれがあること。
- (2) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第15条ただし書に規定する申出又は同法第16条ただし書に規定する申出をするときは、条例第13条の10第2項に規定する書面を提出しなければならないこと。

追加〔平成31年規則7号〕

（書面等の保存）

**第13条** 条例第13条の10第3項の規定による書面又はその写しの保存は、役務提供契約が終了した日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、行わなければならない。

追加〔平成31年規則7号〕

（公表）

**第14条** 条例第13条の12第1項及び第2項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 愛媛県報への掲載
  - (2) 愛媛県が発行する広報紙への掲載
  - (3) 愛媛県庁舎の掲示場への掲示
  - (4) 関係市町の協力を得て、関係市町の掲示場に掲示すること。
  - (5) 関係市町の協力を得て、関係市町の公報又は広報紙に掲載すること。
  - (6) インターネットによる公開
  - (7) その他知事が適当と認める方法
- 2 条例第13条の12第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
    - (1) 命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
    - (2) 条例第5条第9項、第5条の7第4項、第7条第2項又は第13条の5第3項の規定による命令の内容
  - 3 条例第13条の12第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
    - (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
    - (2) 条例第13条の10第4項の規定による勧告の内容
    - (3) その他知事が必要と認める事項

追加〔平成17年規則73号〕、一部改正〔平成31年規則7号〕

(立入調査員の証)

**第15条** 条例第17条第2項に規定する証票は、立入調査員の証(様式第11号)によるものとする。  
一部改正〔昭和45年規則37号・46年29号・48年25号・49年30号・52年51号・平成元年49号・8年28号・14年2号・17年73号〕

(書類の経由)

**第16条** 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、自動販売機等の設置場所を管轄する地方局長を経由しなければならない。

追加〔平成17年規則73号〕

(補則)

**第17条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。  
追加〔平成17年規則73号〕

### 附 則

- この規則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則(昭和28年規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	愛媛県特別職報酬等審議会委員	勤務1日につき1,000円	」
を			
「	愛媛県青少年保護審議会委員	勤務1日につき500円	」
	愛媛県特別職報酬等審議会委員	同 1,000円	

に改める。

附 則(昭和44年9月2日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年9月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年8月15日から適用する。

附 則(昭和46年4月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年4月1日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年10月14日規則第51号)

この規則は、昭和52年11月15日から施行する。

附 則(平成元年10月6日規則第49号)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中愛媛県青少年保護条例施行規則様式第6号の改正規定(「第6条」を「第5条」に改める部分を除く。)(中略)並びに次項の規定は、同日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 前項ただし書に規定するこの規則の施行の日において、現に交付されている第1条の規定による改正前の愛媛県青少年保護条例施行規則様式第6号の規定による証票は、同条の規定による改正後の愛媛県青少年保護条例施行規則様式第6号の規定による証票とみなす。

附 則(平成4年3月31日規則第10号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年6月28日規則第28号)

- この規則は、平成8年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の愛媛県青少年保護条例施行規則様式第6号の規定による証票は、同条の規定による改正後の愛媛県青少年保護条例施行規則様式第6号の規定による証票とみなす。

式第4号の規定による証票とみなす。

附 則（平成11年3月23日規則第6号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則（平成14年1月11日規則第2号）

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例（平成13年愛媛県条例第52号）の施行の日〔平成14年4月1日〕から施行する。

附 則（平成17年12月16日規則第73号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。  
（愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例施行規則の廃止）
- 2 愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例施行規則（昭和52年愛媛県規則第52号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第78号）附則第3項の規定の適用を受ける者に対する改正後の愛媛県青少年保護条例施行規則（以下「新規則」という。）様式第2号及び様式第8号の規定の適用については、これらの規定中「開始しようとする年月日」とあるのは、「開始した年月日」とする。
- 4 この規則の施行の際現に交付されている改正前の愛媛県青少年保護条例施行規則様式第2号の規定による証票及び附則第2項の規定による廃止前の愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例施行規則様式第4号の規定による証票は、新規則様式第11号の規定による証票とみなす。

附 則（平成18年8月29日規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

附 則（平成19年12月21日規則第51号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成31年3月15日規則第7号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

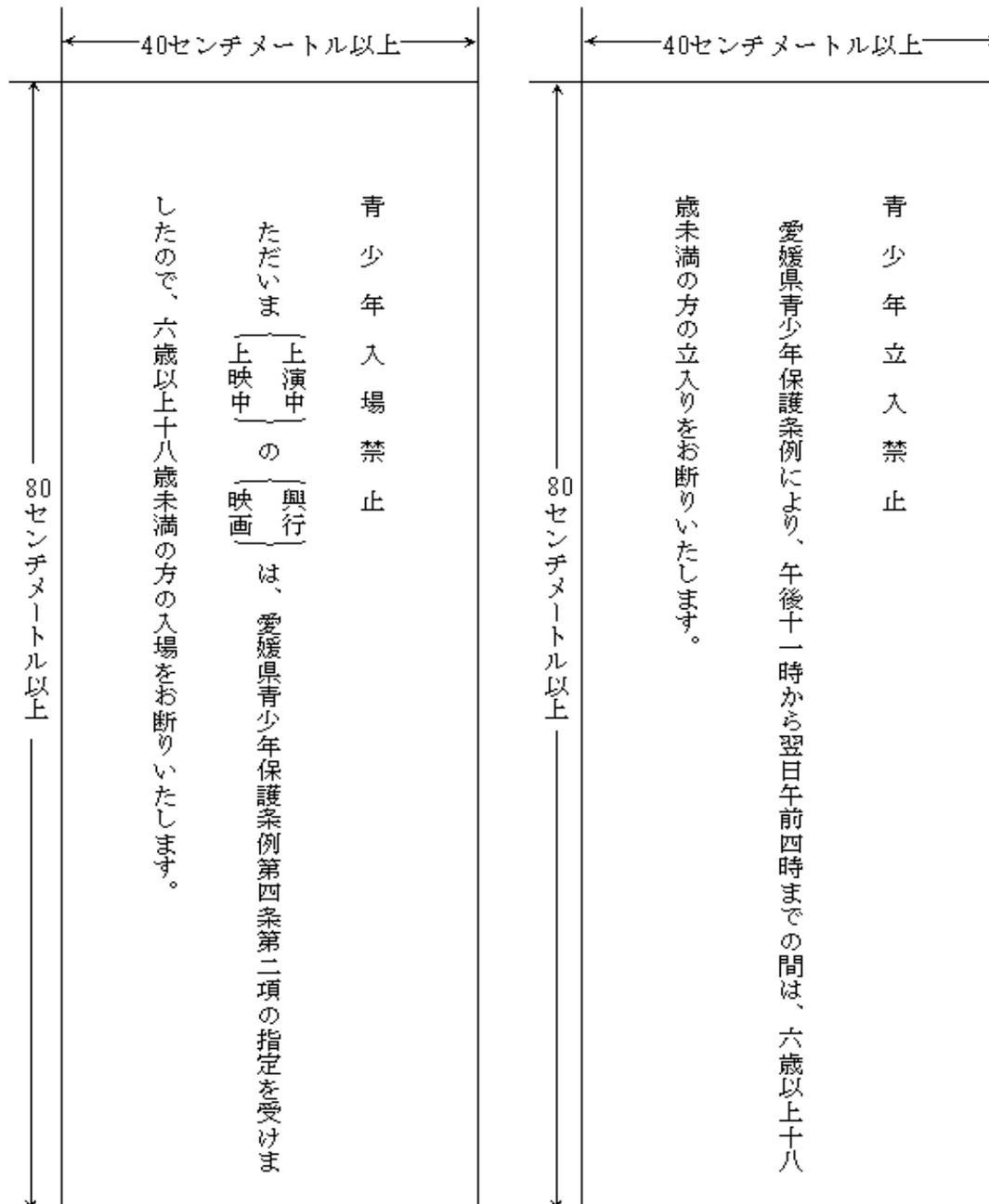
附 則（令和5年3月17日規則第3号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）附則第2条第4項の規定により同法による改正後の博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の登録を受けたものとみなされる博物館は改正後の愛媛県青少年保護条例施行規則第10条第1項第3号に掲げる博物館に、博物館法の一部を改正する法律附則第2条第6項の規定により同法による改正後の博物館法第31条第1項の指定を受けたものとみなされる施設は同号に掲げる指定施設に、それぞれ該当するものとする。



様式第1号 (第2条関係) 標識

様式第1号 (その1) 不健全な興行用 様式第1号 (その2) 深夜営業用



注1 横書きにしても差し支えない。

2 不要の文字は、抹消すること。

注1 横書きにしても差し支えない。

様式第2号（第6条関係） 自動販売機等設置届出書

自動販売機等設置届出書		
		年 月 日
愛媛県知事 様		
届出者		住 所 氏名又は名称及び その代表者の氏名
図書類等又は がん具類等の 販売又は貸付 けをしようとする者	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
	住 所	電話番号
自動販売機等 の所有者	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
	住 所	電話番号
自動販売機等の種類、 型式及び製造番号		
収納する図書類等又は がん具類等の種類		
自動販売機等の設置場所		
設置場所 提供者	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
	住 所	電話番号
管 理 者	氏 名	
	住 所	電話番号
販売又は貸付けを 開始しようとする年月日		年 月 日
備 考		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (2) 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類の写し
- (3) 自動販売機等業者が管理者とならない場合は、次に掲げる書類
  - ア 管理者就任承諾書（様式第3号）
  - イ 管理者の居所を証する書類
  - ウ 権限付与証明書（様式第4号）

追加〔平成17年規則73号〕、一部改正〔平成18年規則53号・令和元年7号・3年6号〕

様式第3号（第6条、様式第2号、様式第6号関係） 管理者就任承諾書

管 理 者 就 任 承 諾 書		年 月 日
様	管理者 住 所 氏 名	
次の自動販売機等について、愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条の4第1項に規定する管理者として、同条例第5条の7、第13条の12、第17条及び第18条の規定を了解の上、就任を承諾します。		
自動販売機等の設置場所		
自動販売機等により、図書類等又はがん具類等の販売又は貸付けをしようとする者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住 所	電話番号
自動販売機等の種類、型式及び製造番号		

愛媛県青少年保護条例（抜粋）

（管理者）

第5条の4 自動販売機等業者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

（1）自動販売機等から有害図書類等又は有害がん具類等の除去その他必要な措置を行うことができる権限を自動販売機等業者から付与されていること。

（2）自動販売機等が設置されている場所と同一の市町の区域その他これに準ずる区域として規則で定める区域内に居所を有すること。

（3）その他規則で定める要件

（自動販売機等への有害図書類等又は有害がん具類等の収納禁止等）

第5条の7 自動販売機等業者及び管理者（以下「自動販売機等業者等」という。）は、有害図書類等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等業者等は、自動販売機等に現に収納されている図書類等又はがん具類等について、第5条第2項又は第5条の2第2項の規定による指定があつたときは、直ちに当該有害図書類等又は有害がん具類等の除去その他必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、自動販売機等業者等が前2項の規定に違反して有害図書類等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納しているときは、当該自動販売機等業者等に対し、必要な指示又は勧告をすることができる。

4 知事は、自動販売機等業者等が第1項又は第2項の規定に違反して有害図書類等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納しているときは、当該自動販売機等業者等に対し、当該収納物品の除去又は販売若しくは貸出しの停止、当該自動販売機等の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

（公表）

第13条の12 知事は、第5条第9項、第5条の7第4項、第7条第2項又は第13条の5第3項の規定による命令をしたときは、規則で定めるところにより、当該命令を受けた者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。

2・3 省略

（立入調査等）

第17条 知事は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にこれらの者の営業の場所若しくは施設（自動販売機等の設置場所を含む。）若しくは第7条第1項の規定に該当する広告物が掲出され若しくは表示されている場所内に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（1）・（2）省略

（3）自動販売機等業者等

（4）～（9）省略

2～4 省略

（罰則）

第18条 省略

2・3 省略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

（1）第5条第5項、第5条の2第5項、第5条の7第1項若しくは第2項、第6条、第9条の4、第13条の3又は第13条の5第1項の規定に違反した者

（2）第5条第9項、第5条の7第4項又は第13条の5第3項の規定による命令に違反した者

（2）の2・（3）省略

5 省略

6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

（1）・（2）省略

（3）第17条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して虚偽の陳述をした者

7 省略

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 管理者が自署すること。

権 限 付 与 証 明 書		年 月 日
愛媛県知事 様		
住 所 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名		
次の自動販売機等について、その管理者に対して、愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条の4第2項第1号に規定する当該自動販売機等から有害図書類等又は有害がん具類等の除去その他必要な措置を行うことができる権限を付与しました。		
自動販売機等の設置場所		
自動販売機等の種類、型式及び製造番号		
管 理 者	氏 名	
	住 所	電話番号
備 考		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

追加 [平成17年規則73号]、一部改正 [平成18年規則53号・令和元年7号・3年6号]

様式第5号（第6条、第11条関係） 届出済証



追加 [平成17年規則73号]

様式第6号（第8条関係） 自動販売機等変更等届出書

自動販売機等変更等届出書		年 月 日
愛媛県知事 様		
住 所 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名		
自動販売機等の設置届出受理番号 及び 受 理 年 月 日	第 号 年 月 日	
変 更 等 事 項 (該当する番号を○で囲むこと。)	1 図書類等又はがん具類等の販売又は貸付け をする者の氏名若しくは名称（法人にあつて は、代表者の氏名を含む。以下同じ。）、住所 又は電話番号の変更 2 自動販売機等の所有者の氏名若しくは名 称、住所又は電話番号の変更 3 自動販売機等の種類、型式又は製造番号の 変更 4 自動販売機等に収納する図書類等又はがん 具類等の種類の変更 5 自動販売機等の設置場所の変更 6 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名若 しくは名称、住所又は電話番号の変更 7 自動販売機等の管理者の氏名、住所又は電 話番号の変更 8 自動販売機等による販売又は貸付けの休止 9 自動販売機等による販売又は貸付けの再開 10 自動販売機等による販売又は貸付けの廃止	
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 等 年 月 日	年 月 日	
備 考		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること（変更に係るものに限る。）。

- (1) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (2) 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類の写し
- (3) 自動販売機等業者が管理者とならない場合は、次に掲げる書類
  - ア 管理者就任承諾書（様式第3号）
  - イ 管理者の居所を証する書類
  - ウ 権限付与証明書（様式第4号）

追加〔平成17年規則73号〕、一部改正〔平成18年規則53号・令和元年7号・3年6号〕

様式第7号（第9条関係） 自動販売機等承継届出書

自動販売機等承継届出書		年 月 日
愛媛県知事 様		
届出者		住 所 氏名又は名称及び その代表者の氏名 電話番号
自動販売機等の設置届出受理番号 及び受理年月日		第 号 年 月 日
承継前の 届出者	氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)	
	住 所	
承 継 年 月 日		年 月 日
承 継 理 由 (該当する番号を○で囲むこと。)		1 譲受けによる承継 2 借受けによる承継 3 相続による承継 4 合併による承継 5 分割による承継

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 当該届出に係る地位の承継が自動販売機等の譲受け又は借受けによるものである場合は、当該譲受け又は借受けの事実を証する書類の写し
- (2) 当該届出に係る地位の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書類の写し
- (3) 当該届出に係る地位の承継が合併によるものである場合は、当該合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 当該届出に係る地位の承継が分割によるものである場合は、当該分割に係る分割計画書又は分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

追加 [平成17年規則73号]、一部改正 [平成18年規則53号・令和元年7号・3年6号]

様式第8号（第11条関係） ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置届出書

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置 届出書		
年 月 日		
愛媛県知事 様		
住 所 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名		
ツーショット ダイヤル等利 用カードの販 売をしようと する者	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
	住 所	電話番号
自動販売機の 所 有 者	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
	住 所	電話番号
自 動 販 売 機 の 型 式 及 び 製 造 番 号		
自 動 販 売 機 の 設 置 場 所		
設 置 場 所 提 供 者	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
	住 所	電話番号
販売を開始しようとする年月日		年 月 日
備 考		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 自動販売機の設置場所の付近の見取図
- (2) 自動販売機の設置場所の使用に係る権原を証する書類

追加〔平成17年規則73号〕、一部改正〔平成18年規則53号・令和元年7号・3年6号〕

様式第9号（第11条関係） ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機変更等届出書

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機変更 等届出書 年 月 日 愛媛県知事 様	
届出者 住 所 氏名又は名称及び その代表者の氏名	
自動販売機の設置届出受理番号 及び 受 理 年 月 日	第 号 年 月 日
変 更 等 事 項 (該当する番号を○で囲むこと。)	1 ツーショットダイヤル等利用カードの販売 をする者の氏名若しくは名称（法人にあつて は、代表者の氏名を含む。以下同じ。）、住所 又は電話番号の変更 2 自動販売機の所有者の氏名若しくは名称、 住所又は電話番号の変更 3 自動販売機の種類、型式又は製造番号の変 更 4 自動販売機の設置場所の変更 5 自動販売機の設置場所の提供者の氏名若し くは名称、住所又は電話番号の変更 6 自動販売機による販売の休止 7 自動販売機による販売の再開 8 自動販売機による販売の廃止
変 更 の 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 等 年 月 日	年 月 日
備 考	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 次に掲げる書類を添付すること（変更に係るものに限る。）。
- (1) 自動販売機の設置場所の付近の見取図
  - (2) 自動販売機の設置場所の使用に係る権原を証する書類

追加〔平成17年規則73号〕、一部改正〔平成18年規則53号・令和元年7号・3年6号〕

様式第 10 号 (第 11 条関係) ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機承継届出書

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機承継 届出書		年 月 日
愛媛県知事 様		届出者 住 所 氏名又は名称及び その代表者の氏名 電話番号
自動販売機の設置届出受理番号 及び受理年月日		第 号 年 月 日
承継前の 届出者	氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)	
	住 所	
承 継 年 月 日		年 月 日
承 継 理 由 (該当する番号を○で囲むこと。)		1 譲受けによる承継 2 借受けによる承継 3 相続による承継 4 合併による承継 5 分割による承継

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 当該届出に係る地位の承継が自動販売機の譲受け又は借受けによるものである場合は、当該譲受け又は借受けの事実を証する書類の写し
- (2) 当該届出に係る地位の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書類の写し
- (3) 当該届出に係る地位の承継が合併によるものである場合は、当該合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 当該届出に係る地位の承継が分割によるものである場合は、当該分割に係る分割計画書又は分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

追加 [平成 17 年規則 73 号]、一部改正 [平成 18 年規則 53 号・令和元年 7 号・3 年 6 号]

9 cm

(表)

(裏)

第 号

立入調査員の証

写  
  
真

所属 \_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 月 日生

愛媛県青少年保護条例 (昭和42年愛媛県条例第20号) 第17条の規定による立入調査又は質問をすることのできる職員であることを証する。

交付 年 月 日

有効 年 月 日 愛媛県知事 印

6 cm

愛媛県青少年保護条例 (抜粋)

(立入調査等)

第17条 知事は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にこれらの者の営業の場所若しくは施設 (自動販売機等の設置場所を含む。) 若しくは第7条第1項の規定に該当する広告物が掲出され若しくは表示されている場所内に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 図書類等取扱業者
- (2) がん具類等の販売又は貸付けを業とする者
- (3) 自動販売機等業者等
- (4) 有害薬品類の販売を業とする者
- (5) 広告主又は広告物を管理する者
- (6) 質屋又は古物商
- (7) 興行者等
- (8) ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者
- (9) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

2 前項の職員は、同項の規定による立入調査又は質問を行うときは、その身分を示す証票を関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問は、必要最少限度において行なうべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

4 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第18条 省略

2~5 省略

6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1)・(2) 省略
- (3) 第17条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して虚偽の陳述をした者

7 省略